

一般社団法人 ITC - Labo. 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ITC - Labo. と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を大阪市に置く。

2 当法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 当法人は、IT(情報通信技術)を用いた経営システムの高度化(以下、IT経営という)を推進することによって、わが国経済社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) IT経営に関する情報の収集、発信
- (2) IT経営に関する調査、研究
- (3) IT経営の普及啓発
- (4) IT経営に関わる教育、研修
- (5) ITコーディネータ職能の普及、拡大
- (6) ITコーディネータ活動の支援
- (7) IT経営実践活動の支援
- (8) 特定非営利活動法人ITコーディネータ協会活動の支援
- (9) 前各号に掲げる事業に附帯関連する一切の事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会 員

(種別)

第6条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体。
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体。
- (3) 特別会員 当法人の目的に賛同し活動、支援を依頼する個人、及び法人・団体であって、当法人に対し特に功労があったもの。

(入社)

第7条 当法人の目的に賛同し、正会員・賛助会員及び特別会員として入会しようとする者は、当法人所定の様式による申込みをし、理事2人以上の推薦と理事会の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第8条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2. 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
3. 賛助会員は、社員総会において別に定める入会金及び賛助会員費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 正会員・賛助会員及び特別会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 6ヶ月以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。
- (7) 特別会員においては入会后満1ヵ年を経過したとき。

(退会)

第10条 会員はいつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告(理事会が別に定める退会届を提出)をするものとする。

(除名)

第11条 会員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する(会員としての)権利を失い、義務を免れる。ただし未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、これを返納しない。

第3章 社員総会

(社員総会)

第13条 当法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第14条 総会は、社員をもって構成する。

(権能)

第15条 総会は、本定款で定めるもののほか、当法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第16条 通常総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 社員の5分の1以上から、会議の目的である審議事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。

(招集)

第17条 総会は、代表理事が招集する。代表理事が執行できない場合は理事会の決定に基づき他の理事が招集する。

(議長)

第18条 総会の議長は、代表理事が行う。代表理事が執行できない場合は理事会の決定に基づき他の理事が行う。

(定足数)

第19条 総会は、社員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第20条 総会の議事は、本定款に規定するもののほか、出席した社員の過半数をもって決し、可

否同数のときは、議長の決するところによる。

第4章 役員

(理事及び監事の員数)

第21条 この法人には、理事10名以内及び監事2名以内を置く。

(理事の親族制限)

第22条 理事のうちには、それぞれの理事について、当該理事、その配偶者及び三親等以内の親族、並びに当該理事と特別の関係がある者が理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 前項の特別の関係がある者とは、次に掲げる者とする。

- (1) 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- (2) 当該理事の使用人
- (3) 前(2)号に掲げる者以外の者であって、当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- (4) 前(2)号に掲げる者の配偶者
- (5) 第(1)号から第(3)号までに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(理事及び監事の任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、監事の任期は、選任後2年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として、または増員により選任された理事の任期は、前任

者または他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

- 3 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(代表理事)

第24条 当法人は、理事会を置く。この法人に代表理事を1名置き、理事会において選定するものとする。

- 2 代表理事の職名を理事長とし、代表理事以外の理事は理事長の呼称を用いてはならない。

(理事会)

第25条 この法人は、理事をもって理事会を組織し、業務の執行を決定する。

- 2 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。
- 3 代表理事に差し支えのあるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、他の理事がこれに当たる。
- 4 理事会の決議は、理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって決する。

(理事会規則)

第26条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

(理事会の招集)

第27条 理事会は代表理事が招集する。代表理事に差し支えがあるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

- 2 理事会の招集通知は、会日の3日前までに各理事に対して発信する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 3 理事会は、理事全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。

(理事会決議の省略)

第28条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会議事録)

第29条 理事会の議事は、法務省令に定める事項を議事録に記載し、代表理事及び監事がこれに署名又は記名・押印する。

(解任)

第30条 理事及び、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第31条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人と
その理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除又は限定)

第33条 当法人は、役員一般の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件

に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当法人は、外部役員との間で、一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上で当法人があらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第5章 基金

(基金の拠出)

第34条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第6章 計算

(事業年度)

第35条 当法人の事業年度は、毎年7月1日から(翌年)6月30日までの年1期とする。

(剰余金の分配の禁止)

第36条 この法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

(残余財産の帰属)

第37条 この法人が解散(合併又は破産による解散の場合を除く)した時に残存する財産については、社員総会の決議により、法人税法施行令第3条第1項第2号に規定されている法人、国若しくは地方公共団体に帰属させる。

第7章 附 則

(規約等)

第38条 この法人は、本定款の他に理事会の決議をもって別途各種規約を定めることができる。

(規定外事項)

第39条 この定款に規定のない事項は、すべて一般法人法その他の法令並びに本定款38条に規定する各種規約等によるものとする。

(設立時の役員等)

第40条 当法人の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時理事 米田 宗義

設立時理事 井上 啓一

設立時理事 川端 一輝

設立時監事 島次 文彦

(設立時社員の氏名又は商号及び住所又は本店)

第41条 設立時社員の氏名又は商号及び住所又は本店は、次のとおりである。

設立時社員 神戸市東灘区住吉山手八丁目1番8号

氏名 米田 宗義

2 大阪市東住吉区鷹合二丁目9番30号

商号 有限会社井上商会

3 滋賀県草津市西渋川一丁目2番11 - 404号

氏名 島次 文彦

4 大阪府吹田市上山田1番7 - 1006号

氏名 川端 一輝